

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業塩江地区（農業用排水整備））計画を平成19年6月1日定めた。

その関係書類を高松市土地改良課において平成19年6月15日から同年7月5日まで縦覧に供する。

平成19年6月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀